条例第35号

宇和島市コミュニティバスの設置及び管理運営等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年10月１日

宇和島市長　岡原文彰

宇和島市コミュニティバスの設置及び管理運営等に関する条例の一部を改正する条例

宇和島市コミュニティバスの設置及び管理運営等に関する条例（平成17年条例第８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>
（利用者）
第４条　定時デマンド運行＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿のコミュニティバスを利用できる者は、別表第２に規定する利用対象区域に居住する者（その親族及び介助者を含む。）に限るものとする。
（運送の引受け）
第６条　市長は、第３条に規定する区間＿＿＿＿＿において、旅客の運送を引き受ける。
（運行の制限等）
第８条　市長は、天災その他やむを得ない事由により運行上の支障がある場合には、運行の停止又は乗車区間＿＿＿＿＿＿＿の制限をすることができる。
別表第１（第３条関係）
<table>
<tr><th rowspan="2">番号</th><th rowspan="2">路線名</th><th rowspan="2">運行形態</th><th colspan="2">運行経路＿＿＿＿＿＿＿</th></tr>
<tr><th>起点</th><th>終点</th></tr>
<tr><td>１</td><td>別当線</td><td>定時デマンド運行</td><td>宇和島市栄町港３丁目303地先</td><td>宇和島市宮下120―１地先</td></tr>
<tr><td>２～14
（略）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td><td>
（利用者）
第４条　定時デマンド運行及び区域デマンド運行のコミュニティバスを利用できる者は、別表第２に規定する利用対象区域に居住する者（その親族及び介助者を含む。）に限るものとする。
（運送の引受け）
第６条　市長は、第３条に規定する区間及び区域において、旅客の運送を引き受ける。
（運行の制限等）
第８条　市長は、天災その他やむを得ない事由により運行上の支障がある場合には、運行の停止又は乗車区間若しくは区域の制限をすることができる。
別表第１（第３条関係）
<table>
<tr><th rowspan="2">番号</th><th rowspan="2">路線名</th><th rowspan="2">運行形態</th><th colspan="2">運行経路及び運行区域</th></tr>
<tr><th>起点</th><th>終点</th></tr>
<tr><td>１</td><td>別当線</td><td>区域デマンド運行</td><td colspan="2">宇和島市別当区域　市長が指定する区域</td></tr>
<tr><td>２～14
（略）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

備考　「定時デマンド運行」とは、運行経路及び運行時刻をあらかじめ設定した上で予約があった運行時刻のみ運行することをいう。	備考 1　「定時デマンド運行」とは、運行経路及び運行時刻をあらかじめ設定した上で予約があった運行時刻のみ運行することをいう。 2　「区域デマンド運行」とは、運行区域及び運行時刻をあらかじめ設定した上で予約があった運行時刻のみ運行することをいう。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。